

わたしたちが町道の除雪作業を行っています！



金山町除雪班  
中村 純平さん (三枝)



金山町除雪班 班長  
須藤 謙さん (檜台)

若い力で地域のため頑張ります！

今年の除雪班は例年より3人少ない17人体制で始まりました。

金山町の除雪班で働き始めて今年で5年目になりましたが、除雪班の中ではまだ若輩者です。先輩方に教わりながら、日々丁寧な除雪を心がけています。

豪雪地帯である金山では、除雪は欠かすことのできない仕事です。表立った成果が見えにくい仕事ですが、町民の皆さんの当たり前前の日常を守るこのやりがいと責任のある仕事を、私たち若い世代でつないでいけるように頑張ります。

冬の道路除雪はお任せください！

特別豪雪地帯の金山町において、雪処理は冬期間の生活を営むために欠かすことのできない日々の作業となっています。

私たち除雪班は路線のパトロールを徹底し、降雪・積雪の状況を見極め、安心安全な雪道の確保のために班員一同で体調管理に気を付けて取り組んでいます。また、近年の異常気象にみられるように、一晩にして大雪が降る可能性があります。日頃から大雪に備える心構えを持ち、丁寧な作業を心がけていきますので、作業に対するご理解とご協力をお願いします。

新たに小型ロータリを納車！

除雪作業の効率性・機動性が向上しました！



流雪溝水路の利用について

- \*大雪の日は、水路への投入は手作業で行い、必要最小限としましょう。
- \*水上がりしたら、地域内で水上がりを理解し、相互の協力で解決しましょう。
- \*水上がりの知らせがあった際は、水路への雪の投入は絶対にやめてください。
- \*流雪溝タイプのグレーチングは、除雪作業が終了したら、安全のため閉めるようにしましょう。



雪に関する問い合わせはこちらへ

町道の除雪 (除雪機購入費補助金交付事業など)	役場 環境整備課 管理係	☎29-5627 (直通)
県道の除雪	最上総合支庁 道路計画課	☎29-1397
国道の除雪	新庄国道維持出張所	☎22-1581
高齢者宅等の除排雪 (除雪費支援事業など)	役場 健康福祉課 福祉係	☎29-5613 (直通)
農業用施設等の災害 (ハウスや樹木の除排雪など)	役場 産業課 農政係	☎29-5644 (直通)
雪による災害 (給油時の油漏れ発生時など)	消防署金山支署	☎52-2913
雪による災害 (除雪・雪下ろし中の事故など)	新庄警察署金山駐在所	☎52-2922
	役場 町民税務課 暮らし安全係	☎29-5609 (直通)
電線について (雪による垂れ下がりや断線など)	東北電力コールセンター	☎0120-175-366
	NTT東日本	☎0120-444-113



七日町地区内での排雪作業の様子

町全体で協力し合い  
冬を乗り切りましょう

2月に入り、金山町も冬景色が一層深まってきました。  
当町は、全国でも有数の降雪量・積雪量が多い地域として「特別豪雪地帯」に指定されています。町民の皆さんの生活にとって、冬期間の「雪」は切っても切り離せない存在となっており、雪により生活が困ることのないよう、町では除雪事業に力を入れています。  
今年度の除雪路線延長は、車道部100・6km、歩道部4kmとなっており、除雪作業は、除雪機械13台を町内に配備し、10班編成で作業にあたり、道路確保に努めています。  
冬期間の安全な道路確保と、快適な生活のため、精一杯努力しますが、大雪時には作業が遅れが出たり、水上がりが発生してしまうなど行政の力だけでは限界があります。道路への投雪をしない、流雪溝には少しづつ入れる、水上がりが発生した時は近隣住民で解決するなど、お互いの理解と協力のもとで生活することで冬期間の生活が快適になりますので、地域全体で協力して冬を乗り切りましょう。



- 町道除雪について
- 町からのお願い
- 安全な除雪作業のため、ご協力をお願いします。
- \*路上駐車は厳禁
- \*道路に雪は出さない
- \*雪を置かれて困る場所には赤旗を
- \*屋根の雪が直接道路へ落ちないように対策を
- \*道路に張り出した立木や枝は伐採等の処理を
- \*除雪に関する要望・苦情等は区長さんを通して
- 雪を置かせていただく場所や、農耕地等への投雪等については、引き続きご協力をお願いします。

自力で除雪ができない高齢者に対し  
除雪・雪下ろし費用を町が補助します

- 事業 金山町除雪費支給事業
- 対象者 住民税が課税されていない世帯で
  - ①病弱な一人暮らし高齢者もしくは高齢者夫婦
  - ②心身障がい者で病弱な方
  - ③前述と同程度と認められる方
- 対象経費 上限96,000円  
[経費の9割(最大86,400円)を支給]
- \*1 三親等内の親族から支援を受けられる場合を除く。
- \*2 対象経費については、豪雪対策本部設置に伴い、増額しています。

家庭用除雪機の購入費用を補助します

- 補助対象要件等を満たし、交付手続きの事務が年度内に完了する場合は、予算の範囲内で購入費用を補助します。
- 対象者 町内に住所を有する個人
- 補助対象要件
  - ①購入(中古含む)により取得した除雪機、ホイールローダ、バックホウ及び農耕用機械に装着する除雪用アタッチメント。(個人間での売買は対象外)
  - ②令和5年3月31日までに納品されること。
- 補助金額 購入費の4分の1以内で上限10万円